

令和6年第4回士別市議会定例会会議録（第3号）

令和6年12月11日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 1時53分散会

---

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

---

出席議員（12名）

|     |     |           |     |           |           |
|-----|-----|-----------|-----|-----------|-----------|
| 副議長 | 1番  | 村 上 緑 一 君 | 2番  | 石 川 陽 介 君 |           |
|     | 3番  | 湊 祐 介 君   | 4番  | 中 山 義 隆 君 |           |
|     | 5番  | 加 納 由美子 君 | 6番  | 奥 山 かおり 君 |           |
|     | 7番  | 西 川 剛 君   | 8番  | 佐 藤 正 君   |           |
|     | 9番  | 真 保 誠 君   | 10番 | 喜 多 武 彦 君 |           |
|     | 13番 | 十 河 剛 志 君 | 議長  | 15番       | 山 居 忠 彰 君 |

---

欠席議員（2名）

|     |       |     |         |
|-----|-------|-----|---------|
| 11番 | 谷 守 君 | 12番 | 大 西 陽 君 |
|-----|-------|-----|---------|

---

出席説明員

|         |           |         |           |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 市 長     | 渡 辺 英 次 君 | 副 市 長   | 法 邑 和 浩 君 |
| 総 務 部 長 | 大 橋 雅 民 君 | 市 民 部 長 | 丸 徹 也 君   |
| 健康福祉部長  | 東 川 晃 宏 君 | 経 済 部 長 | 坂 本 英 樹 君 |
| 建設環境部長  | 藪 中 晃 宏 君 |         |           |

---

|             |           |             |           |
|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 教 育 委 員 会 長 | 泉 山 浩 幸 君 | 教 育 委 員 会 長 | 岡 田 詔 彦 君 |
| 教 育 課 長     |           | 学 校 教 育 課 長 |           |

---

|           |           |             |         |
|-----------|-----------|-------------|---------|
| 市 立 病 院 者 | 中 舘 佳 嗣 君 | 経 営 管 理 部 長 | 池 田 亨 君 |
| 副 管 理 者   |           |             |         |

---

監 査 委 員      浅 利 知 充 君

監 査 委 員 長  
監 事      務 局

四ツ辻 秀 和 君

---

**事務局出席者**

議 会 事 務 局 長      岡 崎 忠 幸 君

議 会 事 務 局 長  
議 總 務 課 長

須 藤 友 章 君

議 会 事 務 局 査  
議 總 務 課 主 査      中 井 聖 子 君

議 会 事 務 局 査  
議 總 務 課 主 査      議 会 事 務 局 主 事

清 水 健 正 君

---

(午前10時00分開議)

○議長（山居忠彰君） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

○議長（山居忠彰君） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（岡崎忠幸君） 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。11番 谷 守議員及び12番 大西 陽議員から欠席の届出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（山居忠彰君） ここで、副議長と交代いたします。

---

○副議長（村上緑一君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

5番 加納由美子議員。

○5番（加納由美子君）（登壇） 事前通告に従いまして質問いたします。

まず、障害のある方々が公共の施設を利用するにあたってについて質問いたします。

内閣府の障害者基本計画（第5次）からの資料を参考に質問いたします。

心身障害者対策基本法が昭和45年に発せられ、その後、改正を重ね、我が国が署名した障害者の権利に関する条約の批准に向け、国内法の整備が進みました。日本は歴史的背景として、家族に障害がある子供が生まれた、または事故や病気で障害者となった場合は、個人や家庭の問題とされる考えが今も根強いものです。

世界的に見ても、以前は福祉用語では医学モデルといい、本人の問題とされました。現在は、社会が健康な人だけに対応した構造である場合は、障害のある人にとって障壁となる。障害のある人が社会参加に壁を感じるのは、本人の責任や努力においてではなく、社会が合理的配慮をすれば解決することが多くあるという社会モデルの考え方に変わりました。当市も高齢化に伴い、障害とともに生活する人が増えることを念頭に施策を考える提案をいたします。

スポーツ基本法第2条5項に、スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならないとあります。

当市の第2期土別市スポーツ推進計画において、第2章、生涯スポーツの推進の現状と課題において健康寿命延伸について触れられているのみで、障害とともに日常生活を送る人が増えることについては触れていません。

また、第5章、スポーツ環境の充実において、基本方針、スポーツ合宿やスポーツイベント、競技スポーツに加え、全ての市民がスポーツに親しむことができるハード、ソフト両面での環

境整備を進めますとあります。障害のある方がスポーツをすることには触れられていません。

昨年10月、予算決算常任委員会で私から市内の体育施設使用料について、障害のある方へ割引等の対応や考えを伺いました。お答えは、他市町村の動向ですとか、そういったところ、減免の在り方について今後検討してまいりたいとのことでした。まずは1年かけての検討の結果についてお聞かせください。

私ごとですが、今年の秋の話です。聞こえない方と関係者の団体が旭川からバスで、名寄・士別方面の日帰り観光ツアー計画があるとの話でした。私は士別の立ち寄り場所の一つである世界のめん羊館前にて仲間を待ち、歓迎をいたしました。そのとき、幹事役の方から、今まで道内様々な公共施設に伺った。士別も当然障害者割引があると考え話を進めていたが、途中から対応がないと聞き、びっくりしたとのことでした。

私もその話に驚き、ネットで調べました。全国や全道で障害者手帳があると無料や割引がある施設は多数あり、近隣の市町の対応として、旭川市では博物館等10か所において障害のある方は入場料が無料となり、いきいきセンター神楽は、身体、精神、療育の方は5割引、介助者は無料、名寄市は、公共施設きたすばる、北国博物館、雪あかり館が無料、富良野市は、麓郷の森は500円を300円に、稚内青少年科学館は半額、美瑛町丘のまち郷土学館は無料となっています。

当市は個人に対する割引は皆無です。全ての施設で割引ではないにしても、多くの自治体で数か所は障害のある方への配慮があるということが分かりました。障害者手帳を持っている人だけが障害者ではありませんが、手帳を持って生活するということは、日常生活で何らかの制限を受け、不便や出費もあるということです。

考え方の一つに、もともと入場料金が安いのだからと、割り引く必要性について異論のある方もおいでかとは思います。問題は、福祉的な観点から、障害のある方が社会参加しやすい環境とはどのような配慮なのかを具体的に提案できるかどうかです。

当市の健全化計画を考えた場合であっても、今回の提案は財政に支障があるほどの割引ではないと考えます。時代に即した誰もが住みやすいまちづくりのために、障害がある方々の生きがいづくり、健康増進をより推進するための当市の公共施設における障害者割引導入について、他市町村との動向を考え、改めて提案いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君）（登壇） 加納議員の御質問にお答えします。

昨年の御質問は、高齢者や障害のある方の総合体育館と朝日農業者トレーニングセンター施設の利用における減免規定を設けることができないかでありました。

答弁では、個人の一般料金が他市と比べても決して高くはない状況であることや個人で利用する回数の多い方に対する定期券を設けて負担の軽減を図っていること、また、障害のある方の団体利用については、社会福祉関係団体として5割の減免規定を設けており、今後、他市町村の動向などを含め、減免の在り方について検討すると答弁いたしました。

その後、近隣市町村の減免規定の設定についての調査では、多くの自治体において障害のある方への減免規定があることが分かりましたが、本市のスポーツ施設の使用料等は、施設の維持管理経費等の一部を受益者に負担していただくもので、総合体育館や朝日農業者トレーニングセンターにおけるバリアフリー化やオストメイト対応トイレの設置など、障害のある方も含めた全ての市民が公平に利用できる施設運営に努めており、さきにも述べましたように、本市の利用料金が高額ではなく、定期券も設けて負担の軽減を図っていることから、障害の有無にかかわらず、公平に一定の受益者負担を求めることが望ましいと考えます。

次に、公共施設における障害者割引についてです。

公共施設の障害者割引、いわゆる助成や減免は、いきいき健康センターと朝日地域交流センター、日向保養センターの入浴施設で、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方を対象に、入浴料の4分の3を助成もしくは減免対象としています。これらの施設では、障害者だけに限らず、生活保護や独り親世帯、収入要件に該当する高齢者世帯も助成もしくは減免対象としています。

なお、本市の公共施設では、このような助成もしくは減免を実施している他の施設はありません。

公共施設の使用料等は、さきにも申し上げたとおり、全ての市民が公平に利用できる施設運営に努めており、障害者だけを対象にした助成や減免は負担の公平性の観点からも望ましくないものと考えます。

また、福祉的観点からの助成や減免は、さきに申し上げた入浴施設のように障害者だけに限らず、生活保護や独り親世帯、高齢者世帯等も含めた制度設計が望ましく、他の公共施設全体にこのような制度を導入した場合、少くない財政負担が生じます。

したがって、障害者だけを対象とした公共施設の助成や減免は、公平性の観点や財政状況等を踏まえると難しいものでありますが、意思疎通支援者の養成や（仮称）手話言語条例の制定など、合理的配慮に留意した障害者が社会参加しやすい環境整備のさらなる充実に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 加納議員。

○5番（加納由美子君） 今のお話だと、公平性を考えて割引などは考えていないということですが、私は合理的配慮の範疇であると考えてるのですけれども、その辺りの考え方の相違なのかなと思ってお話を伺ってまいりました。

あと、障害のある方が割引でスポーツ施設を利用した場合に、それほど負担になるとは私は思っていないのですけれども、やはり負担になるのでしょうか。その辺りをちょっともう一回伺いたいと思います。

○副議長（村上緑一君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） 合理的配慮といった部分が市との考えで相違があるといった部分であり

ますけれども、まずはこういった障害の有無にかかわらず、社会参加の機会でありますとか、待遇を平等に確保するといったことについては非常にまず重要な点だと思います。

それで、市の公共施設については、障害者に限った減免規定というのは設けていないわけなのでありますけれども、施設自体を利用できないということでも、それはありません。それで、障害者基本法では禁止項目というのがありまして、それは差別的な取扱いをするですとか、おっしゃるような合理的な配慮を不提供、しないときは、それは駄目ですよということになっております。

そこら辺の解釈の捉え方の違いもあると思いますけれども、市としては、一部の施設でありますけれども、進めているとおりであります。バリアフリー化をした施設を整備しているといったようなところでありまして、決して障害者の方々に合理的配慮をしていないといったようなことではないというのが一つの考え方であります。

それと、財政負担がそんなに多いのかというお話であります。確かに一つ一つの施設を見ますと数百円という利用料の中で、例えば半額減免、全額免除といった対応をしたとしても、総体的には、例えば何千万円という、そういった財政負担にはならないところでありますけれども、先ほど答弁いたしましたように、基本になるのは使用料と手数料の考え方がやはり原則的になると思うのです。そこは原則的には受益者に負担をいただくということが原則になってまいりますので、減免規定については、あくまでも受益者負担の例外規定というのが、これは士別市に限らず、どこのまちでも共通した考えであります。

仮に減免を対象の範囲を広げるということになりますと、施設を利用されていない方、未利用者の負担にもつながるといったような側面もありますので、また、公平性というか、福祉的観点の部分でいくと、答弁で申し上げましたけれども、障害者に限らず、やはり高齢者でありますとか、独り親でありますとか、生活保護世帯でありますとか、そうしたところまで含めたやはり制度設計をすべきという考えを持っておりますので、どちらかというとな財政的な負担が少なからずありますけれども、そこだけの問題ではなくて、そういった制度設計で総体を含めて、障害者に限った減免は現時点においてはすべきでないという判断をしているということでございます。

○副議長（村上緑一君） 加納議員。

○5番（加納由美子君） 昨年10月の市からのお答えは、他市町村の動向ですとかそういったところを鑑みて考えて検討していきたいというお話だったのですけれども、そちらを考えた上であっても、受益者負担、障害のある方も公平に負担すべきという市のお考えなのでしょうか。私は、福祉のまちづくりという観点から、合理的配慮というところの点から考えての視点でお話ししているのですけれども、ちょっと見ている視点が違うのかなと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○副議長（村上緑一君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） 昨年の答弁で、他の市町村の状況も調査した上でということで答弁をし

ておりますけれども、最初に答弁申し上げましたとおり、それも踏まえて、今の段階においては障害者に限った減免措置というのは設けるべきではないという判断でございます。

○副議長（村上緑一君） 加納議員。

○5番（加納由美子君）（登壇） 2つ目です。市役所の窓口対応について伺います。

士別市福祉のまちづくり条例の前文にある、これからの社会がかつて経験したことのない高齢社会となることを考えるとき、私たちは障害者や高齢者など、日常生活や社会活動を行う上で、行動上の制限を受ける人々の不自由さを感じ取り、これらの人々が自由に生き生きと生活できるまちが全ての人にとって優しく、住みよいまちづくりにつながることの認識の下、社会のあらゆる分野で福祉的配慮が行き渡ったまちづくりを協働という力によって積極的に推し進めなければならないと条文にあります。

市民が市役所窓口に行くときは、用事があるときです。言い換えれば、行き慣れない場所であるとも言えます。不慣れな場所で用件を市職員にうまく説明できるのかと悩みながら来庁される方への福祉的配慮が行き渡った対応を希望し、質問いたします。

窓口で用件や要望が明白な場合は、話しやすいものです。また、事務手続だけならば、来庁することなく、電話やスマホ、パソコン操作で解決できるものもあるでしょう。近所に身内や近い人がいれば、同行をお願いすることもできます。認知症等の病気で、後見人制度を利用する人もいますが、まだまだ少数派です。

知人から、過去に市役所窓口で高齢の両親の手続をする際に大変な思いをしたと聞きました。介護認定手続や施設入所希望等は、ほとんどの家族にとって初めてのことです。パンフレットを渡されて説明を受けても、なかなか頭に入ってこないものです。窓口に来られた方の状況を理解した上で、家族に寄り添った対応はされていますか。

人と話すときに、年齢相応の老化現象である目や耳の不自由さ、理解力の低下、マスク越しの聞き慣れない言葉への戸惑いは私も感じるものです。職員の質問に的確な返答ができるか、マスク着用した初対面の職員と透明の仕切りを介した窓口のでのやり取りは、かなりのストレスです。マスク着用は個人の判断に委ねられており、職員の事情もあります。会話が始めるときに、マスクを着用していますので、聞き取りにくいときは言ってくださいの言葉かけはぜひともお願いしたいものです。マスクを外せない等、職員の体調に不安があるときは、職員が来庁者への対応を代わることは双方にとっての負担軽減にもなります。

自分は現在どのように困っていて、これらのサービスを希望すると発信するのも福祉サービスや制度が変化した内容を理解するのも難しいものです。そもそもどのようなサービスを希望するとの説明責任は誰にあるのでしょうか。高齢になり、また、思いがけない障害を得てから日常生活に困って来庁し、相談に来た市民ではないはずで。

合理的配慮の考え方の中に、建設的な会話や対応というものがあります。来庁者との会話から相談内容を酌み取り、お悩みは〇〇でしょうか、現在は〇〇のことで困っているのですね、〇〇についての支援を希望されるのですかという解決の糸口を職員から声かけされてはいます

か。

そして、支援に該当しない場合の声かけが一番大切です。国や市の支援の対象になるのかどうかは分からずに足を運んでいるのですから、そうした市民への心配りや言葉かけ等、窓口対応の研修は現在行われていますか。

福祉の窓口には、カウンターに向けた席に職員を配置して、市民に対して用件を聞くというシステムがあります。福祉関係の相談は一括して受けていると伺いますが、来庁者にとって窓口は広く、どなたに声をかけたらいいものかと立ち止まってしまいがちです。視線の先に、福祉に関する総合窓口や何でも相談とあると安心できます。カウンター上にそのような表示を配置することはできませんか。来庁者の視線の先に表示をすることで、立ち止まってしまう市民は少なくなるのではないのでしょうか。

また、来庁者の中には、時に高圧的な態度を取られる方もいらっしゃるでしょう。市職員も大切な一市民です。ほぼ初対面の方と会話ですぐに意思疎通は難しい場合のほうが多いと思います。近くの職員さんや管理職の皆さんが目や耳をそばだて、気遣いやサポートできる職場であってほしいものです。

北海道議会では、11月26日にカスタマーハラスメント防止条例が可決、成立いたしました。本市では、カスタマーハラスメントに対する防止策はどのようなことを行っていますか、お知らせください。

互いの立場と人権を尊重し合い、最後まで安心して当市で暮らすための、困ったときには気軽に相談できる窓口対応の場所であってほしいという提案と質問をさせていただきます。

(降壇)

○副議長（村上緑一君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、来庁者の状況を踏まえた窓口対応についてです。

高齢者や障害者が利用できるサービスや制度は多岐にわたるため、一度の説明ではその中身を理解することは難しいものと思います。そのため、窓口では丁寧な説明と繰り返しの説明にも気を配っているところであり、特に介護保険では、分かりやすい利用の手引きとして、高齢者福祉介護保険ガイドブックも活用する中で、サービスの利用手順のほか、その種類と費用、提供を行う事業所の一覧などを用いて説明しているところです。

高齢者の初期相談においては、どのようなことで生活に困っているのかなどを聞き取ることが重要であり、窓口に来られた人のお話を通じて、相手の求めている事柄を酌み取り、困り事の解決に向けて必要となる制度の利用や事業の申請などにつながるよう努めているところであります。

複雑で困難な内容については、高齢者の総合相談を担う地域包括支援センターの専門職による面談を行うなど、個々の心身の状況に配慮した対応を行っているところです。

次に、窓口対応に関する研修についてです。

現在、窓口職場に限って実施しているものではありませんが、例年行っている新採用職員接遇研修に加え、今年度は管理職員接遇マナー研修、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を実施したほか、発達障害の理解と対応をテーマにした管理職向けメンタルヘルスセミナーに参加するなど、接遇の基礎のみならず、様々な方との接し方を学ぶ機会を設けています。

窓口の中でも取りわけ福祉部門は、高齢者や障害者、子育て世帯など様々な方が来庁され、困り事や必要とする支援も千差万別で、適用される制度も多岐にわたるため、窓口での的確な対応には知識と経験が求められます。そうしたことから、全庁的にはOJTと呼ばれる職場内研修に力を入れていくことで、日々の業務を通じて窓口での対応力、対人援助能力向上への取組を進めています。

次に、福祉まると相談窓口への表示の提案についてです。

これまでの課ごとの窓口設置から、庁舎移転を機に、複数の分野による連携が必要な複合課題を抱える市民の相談を一括して受け付けるため、福祉まると相談窓口として設置したものです。数度来庁されている方は直接7番窓口にお越しになるものと思いますが、初めての方などは総合案内で用件を伝えた後に、7番窓口へ行くよう促され、窓口で待機する職員が用件を聞き取り、担当者につなげているところです。窓口の上部にしか表示がないため、分かりやすい表示をとの御提言ですので、現在検討しています窓口の在り方と併せて表示場所についても協議してまいります。

最後に、カスタマーズハラスメント、いわゆるカスハラに対する防止策についてです。

カスハラへの対応は、本年4月に庁内マニュアルを改訂し、警察署や弁護士との連携強化や録音機械の設置のほか、ハラスメントが予見される場合の窓口対応や訪問の際は、複数人で対応することとしており、研修の実施に加えて、職員のプライバシー保護の観点から、名札を名字のみに変更するなど対応を、強化しています。また、防止の観点では、こういった行為がカスハラに当たるかなどを来庁者に知っていただくため、本庁舎をはじめ、各施設に啓発ポスターを掲示するなどの取組を進めています。

少子高齢化、人口減少、地域社会のつながりの希薄化など、様々な社会構造の変化に伴い、市民の生活に関連する困り事や組織としての対応についても複雑多様化しています。福祉部門は市民生活に直結している部署であり、そこでの相談には、時には生死にも関わる問題が含まれていますので、カスハラ対策などで職場の安全安心を確保する中で、市民の方が気軽に相談でき、また、相談してよかったと思っただけのよう、窓口対応の向上に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 加納議員。

○5番（加納由美子君） まずは職場内研修は定期的に今までも行っていないと私は聞き取ったのですけれども、今後は、やはり窓口の反省、どのようにやり取りをしたか、そのときにはどんなふうに対応したらいいかとかということを話し合う場というのにも必要なのではないかと思います。

私が聞くと、私も経験したところによると、割と思いが伝わらないうちに話が終わってしまっていて、言いたいことも言えずに帰ってしまったという場合も多いので、やはり聞き取る力というのを職員の方も技術としてさらに求めたいところなのではけれども、その辺りのスキルアップについて具体的にどのようにお考えなのかということを伺いたいと思います。

あと、カスハラに関して、職員の方々が名字だけ名札になったのは、やはりそれはカスハラにつながらない効果あるからということで、そのようになったのでしょうか。私は何か、対応された方がちょうどカウンターの下に名札が行くので、この方はどうなのかなと思っても、名のりもせず、聞けば教えてくださいるのでしょけれども、一応自分は自分の名前を言っているのですから、職員の方も自分の名前はきちんと、私は担当の何々というものですというの、やはり窓口としては大切なスキルだと思いますけれども、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（村上緑一君） 東川部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） まず最初に、再質問1問目で、定期的な研修の関係でしたけれども、新採用の職員につきましては、採用がある年次に必ずやっていまして、その中に接遇の研修もあります。それで、今年度については管理職の接遇マナーですとか、しごとサポーター養成とか、管理職向けのメンタルヘルスセミナーなどもやっておりまして、定例的にということではありませんが、職員のそうしたスキルアップや様々な方との接し方を学ぶ機会については引き続き考えていきたいと思ひますし、そういった部分については、研修は主に総務部総務課がプランニングしていますけれども、そういったことについては私たちのほうからも要請をしていくことを行っていきたいと思ひます。

職場の中で、そういった集合研修だけに限らず、上司の方からそういった実際に窓口対応の場面を通して、聞く力ですとかそういったスキルアップをしていくことについては、先ほど議員の質問の中にもありましたけれども、結構職員たちは、今どんなことが起きているのか、窓口で話し合われているのかというのは、手は動かしつつも耳では聞かれています。もしも何かあったときにはそこにはちゃんと上司がサポートできるように、そこは聞き取っているところでは。

そういったことから、例えばその方との対応が終わった後に、その後、もう少しこういうことに注意したらよかったねだとか、こういうふうに話を持っていくといいねとか、お客さんの例えば要望を聞き取るのであれば、最初にこういうようなフレーズ、ワードから入ったらどうだとかということ、そうやって言うことで上司の者が部下の者に対してOJTということでは現在やっているので、それについては引き続き、どこの職場でもやっていくものだと思ひますし、そういうふうな形で私ども、トレーニングを受けてきたところでは。

続いて、名札の関係ですけれども、これは昨年そういったカスタマーハラスメントがとても強力な方がおりましたので、庁舎の中で対策を話し合う中で、当然マニュアルについても見直しは、そういったきっかけもありましたので、カスハラ対策について必要なところでその人に

対応できるようなマニュアルにも見直しをしていったところです。そういったところでは、例えば職員向けに、あつてはならないことですが、護身術を身につけるような研修を、警察署の方を講師に招いて、昨年と今年やったりですとか、そういったことも行っています。

やはり名札についても、そのときのカスハラを行っていた方が、例えば庁舎の中で写真を撮ったりですとか、そういったことで職員のほうの身に危険が及ぶ可能性があるということから、それまでは名字と名前を表示していましたけれども、名字だけの表示に変えたということで、そこもカスハラ対策の一助ということでありました。

実際に、この効果という部分についてはまだ多くは分かりませんが、自治体の情報を広く集めて配信しているそういったサイトでは、最近、多くの自治体では、名前の表示を名字と名前から名字だけにしているとか、平仮名だけの名字だけにしているとかという事例が多く見られていることから、カスハラ対策に関してはそういった名札の表示の変更というのは一定の効果があるものと思っていますところです。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 加納議員。

○5番（加納由美子君） 市の職員の方々も文句を言われることのほうが多くて、あまり褒められることはないので、心が傷つく場合も多いのではないかと承っておりますけれども、人生最後の高齢になって、どの施設に入ろうとか、介護サービスを受けるということは人生の終着のほうの最後のほうになりますので、やはり家族や本人にとっても一大事業なのです。そのことに対して、やはり心ある言葉をいただくと、また、市民の方からも同じ言葉が、感謝の言葉が返ってくるのではないかと思います。ぜひとも今後も、お互いといいますか、職員の方々のスキルアップのために、定期的な研修であったり、反省といいますか、そういうのを設けていただけるようお願いして、質問を終わりたいと思います。

○副議長（村上緑一君） 3番 湊 祐介議員。

○3番（湊 祐介君）（登壇） 第4回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行います。

朝日三望台シャンツェに関する議会質疑を通じて、私はこの施設が地域にとって重要であることを改めて伝えたいと思います。朝日三望台シャンツェは、1998年の大規模改修以来、約25年にわたり日本スキージャンプ界に多大な貢献をしてきました。この地は全国から多くの選手たちが集まり、合宿を行う聖地として知られており、地域に根づいたスポーツ振興の象徴であると認識しております。先人たちの熱意と努力の結晶として施設の歴史を大切にしながら、我々はその価値を次世代に引き継ぐ責任があると考えております。

現在、朝日三望台シャンツェの改修工事は順調に進行していると認識しております。施設の品質と安全性の向上に向けた重要な運びとなっています。資料によりますと、今回の改修工事につきましては、5億3,900万円、合併特例債のほか、スポーツ振興くじ助成や地域づくり総合交付金を活用することで、土別市の実質負担金は1億3,000万円とお聞きしています。

特に滑走路の規格変更や全日本スキー連盟の新しい規格に沿った着地エリアの改修作業が進

められています。より安全に練習や競技を行える環境を整えることを目的としており、利用者に適した施設へと進化しています。

今月から、改修工事が完了し、ウインターシーズンからの利用再開を予定されています。この再開により、地域の選手や全国から集まるスキージャンプ競技者のためのトレーニング環境が整い、多くの選手たちがこの地で新たな成果を上げることが期待できると確信しています。

特に全国大会に出場するトップアスリートやオリンピック選手を目指す若手選手たちが利用することが見込まれています。このような利用者が集まることで、施設の周辺においても経済効果が期待できるだけでなく、地域全体のスポーツ振興にもつながると考えています。

これらの改善により、朝日三望台シャンツェは、地域の方々はもちろん、スポーツ関係者や選手にとって競技力を向上させるための理想的なトレーニング基地となることを目指してほしいです。引き続き、地域のスポーツ振興と地域の活性化に寄与するための取組を進めていただきたいです。

改修工事の進捗状況やその成果に関する説明を受けた上で、改めてお伺いしたいと考えます。

まず1つ目に、実質経費に関わる予算の投資について。実質負担金が1億3,000万円になっている理由について、市民の皆様に変更して理解していただけるように教えていただきたいです。

総事業費に係る財源の確保及び内容について。合併特例債に係る今後の返済計画やスケジュールについてはいかがでしょうか。地域に与える影響、効果などシミュレーションは行っているのでしょうか。他の事業に与える影響についても考慮されているのか。見解はいかがでしょうか。

次に、進捗状況についてです。

改修工事が進行中とのことですが、工事はいかがでしょうか。決算審査で質問した廃材などの再利用についてもいかがでしょうか。士別にしかない取組が進められているのでしょうか、お聞きしたいです。

最後に、今後の事業展望についてです。

改修工事が終了した後、どのようなイベントを開催していくのでしょうか。地方スキー選手やスポーツ業界関係者をどのように支援していくのかについて、具体的な方針やスケジュールなどを教えてください。合宿誘致をすることとなると他施設にも関わってくることと思いますが、関係する周辺施設の整備の考えなどはいかがでしょう。

これにより、今後の運営に関する市民の理解を深め、地域スポーツ振興やノルディックスキー業界に対する期待感を高める素材を得たいと考えております。御回答をよろしくお願いいたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 泉山教育長。

○教育長（泉山浩幸君）（登壇） 湊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、朝日三望台シャンツェ整備事業に係る実質経費についてです。

契約額5億3,900万円のうち、スポーツ振興くじ助成金8,000万円、地域づくり総合交付金

2,300万円、残額4億3,600万円が合併特例債となります。

合併特例債については、毎年度返済する元利償還金の70%が普通交付税によって措置されるため、実質の返済額は1億3,080万円に利息を加えた額となり、返済期間は据置3年以内、償還17年以内の20年を予定しているところであります。

次に、地域に与える影響や他の事業に与える影響についてです。

市内への経済効果として、総務省が提供している経済波及効果の計算ツールによる推計では、令和5年度の三望台シャンツェを利用した合宿実績3,892人に対し約2,140万円の効果があったこととなります。ただし、この金額は宿泊料、食事代のみを対象としているため、滞在中の消費額を含めるとさらに大きな額となると推測され、改修工事がもたらす地域経済に対する効果は大きいものと考えているところです。

次に、改修工事の進捗状況についてです。

改修工事については11月7日に全日本スキー連盟ジャンプ委員会による公認検査を受け、改修部分について競技規則に適合していることの確認がなされました。工事については12月3日に完了し、今後、書類の検査を行った後、引渡しとなる予定です。

次に、工事により発生した廃材の利活用についてです。

令和5年予算審査において湊委員より、道外のジャンプ台において工事で発生した廃材を選手育成等に利用している事例があり、本市においても活用してはとの御提言がありました。今回、ランディングマット及びスノーチャイナについて、今後の選手育成などに活用するため、再利用が可能なものを一部廃棄せずに残したところでございます。

次に、士別にしかない取組についてです。

朝日三望台シャンツェでは、3月に朝日商工会が中心となったイベントである、あさひベタ雪まつりが行われています。ジャンプ台ランディング版を利用したヒルクライムレースなどが実施され、地域外からもたくさんの方が訪れています。このようなイベントを通じてスキージャンプ競技場としてだけではなく、たくさんの方が利用しやすく、楽しめる場所となるような取組を進めます。

次に、将来の事業展望です。

大会の開催については、施設完成後最初の大会となる第27回朝日ノルディックスキー大会を朝日スキーイベント実行委員会の主催により、12月24日、25日の2日間で開催し、来年7月には全日本スキー連盟A級公認サマージャンプ朝日大会兼ジュニアサマージャンプ朝日大会を改修後のこけら落とし大会として開催予定でございます。その他の大会についても、例年どおり実施してまいります。大会の開催に当たっては、全日本スキー連盟競技規則にのっとった施設のリニューアルや安全性をPRし、大会参加者拡大を目指します。

次に、地方スキー選手やスポーツ業界関係者の支援についてです。

朝日三望台シャンツェは、夏、冬と主にジュニア選手を中心に全国から多くの選手が集まります。日本のトップ選手たちもジュニア時代には本施設で練習を積み、オリンピックなどの大

舞台で活躍されております。湊議員お話しのとおり、世界を目指すジュニア選手を育てるためのなくてはならない施設として、さらなるトレーニング環境や大会の充実を目指してまいります。

次に、合宿を招致するに当たっての周辺施設の整備についてです。

スキージャンプ、ノルディックコンバインドの合宿では、朝日三望台シャンツェのほか、ローラースキーコース、クロスカントリースキーコース、朝日農業者トレーニングセンターなどが利用されています。これらの周辺施設の整備については、計画的に長寿命化を図りながら、合宿期間中に充実したトレーニングを行えるよう環境整備に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 湊議員。

○3番（湊 祐介君） 何点か再質問させていただきます。

まず1つ目に、この実質費用に係る内容を詳しく教えていただきありがとうございます。広報や新聞報道等でも何度か私も確認できていますが、改めて詳しく市民の皆様にもお伝えしていただけるような内容を今後考えていただけることは可能かということと、2つ目に、廃材の利用なのですけれども、もちろん使われる用途は限られてくると思いますし、何にどう使うのか、それに例えば移動、輸送手段もお金がかかってくると思うので、なかなか難しいと思うのですけれども、その辺、今の時点で何か受入先などが決まっているのかなどありましたら教えていただきたいです。

もう一つが、今後の地域イベント等で競技性のものが私の中では多いのかなとは感じているのですけれども、さらに先ほど言った地域の皆様とイベントをつくっていくようなことが行われてはいるのですけれども、さらに競技性のイベントのところに地域の皆様に関わっていけるような取組を私は必要なのではないかなと思っております。

あと最後になるのですけれども、先ほど教育長から御答弁いただいた中で、ジュニアに特化した育成をしていくということだったのですけれども、現時点でのもし何か考えがあれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 徳竹合宿の里・スポーツ推進課長。

○合宿の里・スポーツ推進課長（徳竹貴之君） 湊議員の再質問にお答えいたします。

まず、今回の整備にかかる費用、内訳、そしてこの後の返済計画等々について、改めてこの後についても市民の皆さんに周知をすべきではないかというところにつきましては、今の段階、どのタイミング、どの媒体を通じてということではありませんけれども、しっかりと皆さんに改めて周知をするという機会を設けていければと考えております。

続きまして、廃材の利用についてでありますけれども、先ほども答弁をさせていただきましたとおり、ランニングマット及びスノーチャイナについてということで、今後の選手育成などの活用のために一部廃棄せず残しているというところでありますけれども、これについては、

今後について、市が主体的にということよりは、朝日スキー連盟が中心となりながら、今活躍されている、活動されている選手たちのほかに、今後の新たな活動する選手たちのまずは体験会ですとかというところで活用することが可能ということもありまして、そういったところ、関係者の方々が取り組んでいく、選手層の裾野拡大等々に向けて活用できればと思っておりますし、程度については相当古くなっているものもあるのですが、その箇所箇所においては活用できるものもありますので、一つの例といたしましては、日向スキー場のところで、どうしてもシーズン当初、ちょっと傾斜がきつくて雪の乗りがよくないところに廃材を活用してそこをつけることによって石等が出ないようにできるところがあるということもあって、一部そこを活用させていただいたというところがございます。

次に、今後のイベントについてということで、先ほどもお話をさせていただきました今月の24、25日の大会がスタートいたします。そして、来年の夏のサマージャンプのときがこけら落としの大会という形でありますけれども、そういった競技性のほかに、さらに地域の方々と関わるといっていきますと、しっかりと多くの方々に出場もしていただきたい。また、併せて多くの方々に観客として観に来ていただきたいというところについては、ジャンプ大会に限らず、ほかのスポーツ大会においても、多くの市民の方々にトップアスリートの競技ということも含めて観ていただきたいという思いもございますので、そういったところを念頭に置きながら、こういった形のことをすれば興味を持って会場に足を運んでいただけるのかということを検討しながら進めていきたいと思っています。

最後に、ジュニアの育成に特化したというところでもありますけれども、こちらの特化したというところについて、今現在、市としての具体のことについては、スキー連盟等々、既存の競技者、競技団体等とも協議をしていきながら、この後、お互いの統一見解の中でしっかりと取組を進めていきたいと考えている段階でございます。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 4番 中山義隆議員。

○4番（中山義隆君）（登壇） 第4回定例会に当たり、一般質問を一問一答方式で行いたいと思います。

昨年、一昨年の定例会と同じような質問と重複する場面もありますが、再度リベンジの質問という内容なので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

持続可能な社会及び市政の運営と提案について。

今回の報道の中で、人口減少に伴い、施設の老朽化も踏まえ、施設の有効活用を考え、施設の統廃合の考えを示しました。このことについては感慨深いものがあります。公共施設については、高齢化と人口減少に伴い、時代の流れの中、合理的に考えていかなければならないということは、果たして市民への住みよいまちになっていくのでしょうか。また、市民へのサービス提供がおろそかにならないのでしょうか。こういった点も不安でございます。根拠になった要因としては、時代とともにってきたのか、また、このまちに魅力がないのか。人口減少、

時代の流れ、そういったことだけの考え方をお聞きしたいと思います。

サービス提供を一つ取り上げてみます。欧米諸国の他国では人口増加に伴い、公衆衛生に対してはあまり進んでいない国もありますが、本市については、平成22年度農村振興再生可能エネルギー導入支援事業のうち、低炭素むらづくりモデル事業を導入し、その当時のモデル事業の事業実施主体として、ハード事業概要として太陽光発電システム設置整備、バイオマス資源堆肥化施設の省エネ化整備として挙げられております。

特徴としては、従来から堆肥化を行ってきた家畜排せつ物、下水処理場の汚泥に加え、これまでの埋立て焼却処理等により活用されていなかった選果場の野菜残渣や家庭生ごみ等の堆肥化をし、バイオマス資源として活用、施設整備により堆肥発酵方式から強制発酵方式の施設に更新することで、発酵過程で発生するメタン、 $\text{CH}_4$ 、または一酸化二窒素、 $\text{N}_2\text{O}$ の排出を削減することで温室効果ガスの排出削減効果が出されると事業開始まではかなりの議論は交わされたことでしょう。

平成24年第2回定例会の報告の中で、国の低炭素むらづくりモデル支援事業を活用し、本市で発生する生ごみ、野菜残渣、下水汚泥等の廃棄物を堆肥化した上で農地に還元することを目的とするとして、現在に至っているところと思いますが、令和4年第4回定例会に質問させていただきましたが、その当時の資料の中で人件費、その他経費を除き、堆肥生産だけの決算を見て、平成25年度の副資材としては、もみ殻、おがくずの購入額が約214万6,000円ありました。そのときの搬入量の生ごみ1,305トン、野菜残渣が622トン、下水汚泥として981トン、雑木類が34トン、そこでできた生ごみ、野菜残渣としては、本市ではキッチンリぼんの生産量が80トン、下水汚泥、本市ではエコみち君241トン、販売額にしてはゼロ。

翌年26年度の副資材額が、もみ殻、おがくずで合わせて約296万5,000円、搬入量が生ごみ1,730トン、野菜残渣として391トン、下水汚泥として900トン、雑木類にして43トン、製品販売額がキッチンリぼんで約91万7,000円、エコみち君で26万7,000円、両方合わせて販売額が118万4,000円。

頂いた資料の中で、令和元年には副資材購入額が372万7,000円、販売額が約98万8,000円、令和2年度、副資材購入額は317万1,000円、販売額として116万6,000円、令和3年度、副資材として購入額が292万7,000円、販売額として89万1,000円、このようなことでは収支が成り立っていないのではないのでしょうか。普通に考えても経費倒れではよくならないのではないのでしょうか。財政健全化の実行計画の手前、このままでは改善の余地がないのではないのでしょうか。お考えをお聞きいたします。

今年11月に堆肥製品置場から出火、聞くところによると、堆肥製品の堆積が火元と聞いております。堆肥生産には製造過程で発酵熱が発生する、切り返しを数多く行っている、冷えているように思っている、発酵熱が発生しやすいので、冷却と堆積高さを考えなければならない。本市の施設では場所的にスペースが足りない、火元につながったのではないかと思います。

そこで、昨年定例会でもお話しさせていただいたことがあります。再度お尋ねします。ス

ペースよりも商品効果価値のある堆肥の生産を行い、計画にもあったように、地元農産物に還元できる安心安全な堆肥を作り、販売できる製品を行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以前、ペレットのお話をさせていただきましたが、納得、理解されなかったのでしょうか、いま一度考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、参考までに話題にしますが、下水汚泥由来の肥料が対象となることなどから、公定規格には汚泥肥料とされるものがあり、肥料成分の保障ができない。そこで、農水省は肥料成分を保障する新たな公定規格を、菌体リン酸肥料をつくった。対象は、下水汚泥を堆肥化したものの汚泥の焼却灰、有効成分のリンを1%以上含み、ヒ素や水銀などの有害成分の供用率を下げるとの基準を設けた。肥料成分が基準を満たしていることなどから、担保するために年4回以上の成分を分析し、義務化にすることになっているようです。

また、農水省は、昨年8月に下水汚泥資源の肥料利用シンポジウムを行い、肥料をめぐる現状について分析データを基に行い、肥料資源各経費の増加に伴い、食料品等の物価高騰対策に対応するために緊急パッケージを令和4年11月に食品安定供給・農林水産業基盤強化本部決定事項として、①下水汚泥資源・堆肥等の利用拡大によるグリーン化の推進と肥料の国産化・安定供給に予算づけとして、下水汚泥資源の肥料利用の推進、これは国土交通省の予算案ですが、30億円。この内容としては、下水汚泥資源の流通経路の確保等に向けたマッチングや施設整備、PR等を支援。

もう一つは、ペレット堆肥流通・下水汚泥資源等の肥料利用促進技術の開発・実証、これは農林水産省の予算の中で10億円。これについては名前のとおり、ペレット化した堆肥の広域流通や下水汚泥資源を原料とする肥料の製造効率化の実証等の支援。

もう一つが、国内肥料資源利用拡大対策、これも農林水産省の資金です。これは100億円。家畜農家、肥料メーカー、耕畜農家等の連携による国内資源の利用拡大に向けた取組を支援するなど、こういう事業があります。

この事業について、考え方として今のままでの経営運営では人口減少とともに資源は減るのではなく、増えるばかりだと思います。処理等には経費がかさむ、サービス事業としては成り立たない。そういったことから、この持続可能な施設運営についてのお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 中山議員の御質問にお答えします。

最初に、私から人口減少と行政運営の具体的な考え方について答弁申し上げ、資源の堆肥化については建設環境部長から答弁申し上げます。

平成17年9月の旧士別市と旧朝日町との合併時において2万3,000人を超えていた本市の人口は、その後、減少を続け、本年11月末現在で1万6,489人となり、およそ3割の減少となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の分析によれば、2050年における本市の人口はおよそ8,000人と推計されており、全国の大半の自治体において人口減少が続くと思われますが、人口減少はもはや国全体の問題であり、1自治体が行える対策には限界があることから、国による抜本的な少子化対策が必要であると考えています。

人口減少により、地方税収や地方交付税が落ち込む一方で、少子高齢化の進行から社会保障費は増加し、市の財政状況はさらに厳しさを増すこととなります。これまでも本市のみならず、全道市長会や全国市長会を通じて、国に対して東京一極集中の是正や地方に対する財政等の支援、地方税財源の拡充、確保などについて要請活動を行っており、地方創生推進費の確保など一定の成果は得られていますが、引き続き国に対し、地方財政に対する多角的で多方面にわたる支援措置を求めてまいります。

こうしたことを踏まえ、今後の公共施設の在り方については、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、公共施設の市民ニーズも変化していくことが見込まれることや、施設の更新、長寿命化等については、大きな財政負担も伴うものでありますので、これらの点を踏まえ、公共施設マネジメントを適切に進めていくことで、計画的な財政運営を行う必要があると認識をしています。

また、人口減少が進むものの、これまで磨いてきた本市の個性を生かしつつ、住みよいまちづくりを引き続き進めていく必要があると考えています。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 藪中建設環境部長。

○建設環境部長（藪中晃宏君）（登壇） 私からバイオマス資源堆肥化施設についてお答えいたします。

施設の収支における考え方についてですが、令和4年第4回定例会で中山議員の質問に答弁いたしました、バイオマス資源堆肥化施設は資源循環型施設であり、地域から出る生ごみや野菜残渣、下水汚泥などの廃棄物を有効利用し、温室効果ガス排出削減といったゼロカーボンの取組を進めるなど、環境に配慮した施設として運営をしております。

市民や事業者の方に使用料を一部御負担いただいております、エコみち君で申し上げますと、現在の価格が1トン当たり1,500円で販売しておりますが、販売可能数量が約200トンでありますので、全てを販売いたしました場合、約30万円となります。仮に収支の均衡を図るためには1トン当たり約15万円で販売することとなるため、利益が出る施設ではないということを御理解いただきたいと思います。

これまで本市の農業者から堆肥購入の実績はございませんが、スペースの確保や扱いやすさを前提としたペレット化の生産については、品質を保持し、一定期間保管するため、水分量を今以上に減らすことや、さらなる作業スペースの確保、機械の導入、新たな施設の建設など、設備投資を伴うこととなります。施設を建設した場合、約2億円以上かかることが想定をされ、この額を含めた場合の販売価格はさらに高額となり、現実的ではない金額と考えます。

持続可能な施設運営につきましては、人口減少とともに、生ごみや下水汚泥の受入量は減ってきており、それに伴い、製造する堆肥の量も減少してきていますが、より多くの方に堆肥を利用いただき、循環型社会を実感していただけるよう努めてまいります。

また、設備に関しましては、点検や修繕等による延命対応だけではなく、生ごみに異物が混入しないよう、市民や事業者の皆さんに御協力をいただくことで、機械のトラブルを減らすことができ、経費の削減にもつながることから、広報などを通じ啓発をしてまいります。

以上のことから、繰り返しとはなりますが、本施設は脱炭素社会、循環経済等を目指す地球温暖化対策の取組の一つとしての位置づけであり、家庭や事業所から排出される廃棄物の有効活用と循環型社会の実現に向け、行政が応分の負担をしていくことは当然の責務と考えておりますので、今後も市民の皆さんの御理解と御協力をいただき、環境に配慮した施設としてゼロカーボンの取組を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 中山議員。

○４番（中山義隆君） 少し進歩ある答弁かなとは期待したのですが、前回と同じような答弁で少しがっかりしております。

そういうところから言うと、やはりそれは財政健全化といえども、生ごみ等については減ることなく増えていくと思うのですが、そういったことに対する努力をするという観点の言葉がなかったのと、それは今後ずっとそのような考えでいくのであれば、市民に理解を求めて、負担を市民がしながらという考えは、どうも努力が足りないのではないかなという考えに思うのですが、その点についてもう一度お聞きしたいと思います。

それと、先ほど後半に言いました、国もこのことについてはしっかりと考えている、農水省、また国土交通省についても考えていることに対する答弁がなかったということは少し残念かなと思いますが、今日の農業新聞にも書いてありました、施設、今回の出火のことについても触れてはくれなかったのですが、どうしてそういう具合になったかということも私のほうから述べたわけなのですから、それに対する今後の対策という考えは今なかったのと、それと施設等々、副産物や何かの施設等も足りないということなのですが、副産物の施設等については、もみ殻提供される農家もいるのですが、その圧縮板というのが今日の農業新聞に書かれておりました。それは青森県のほうでやられているみたいなのですが。そういった考えを一つでも取り入れながら、または回転よく売れる堆肥を作る、その経費を少しでもそういう売れる堆肥を作りながら補うという姿勢が本当は欲しいのですが、そのことについてもお聞きしたいと思います。それをまず聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（村上緑一君） 藪中部長。

○建設環境部長（藪中晃宏君） 再質問にお答えいたします。

先ほど答弁申し上げましたとおり、人口減少とともに、生ごみですとか汚泥に関しましても減少していくと考えております。現に数年来、人口が右肩下がりで減っておりますが、施設に

搬入される生ごみの量ですとか汚泥の量につきましても同様に下がってきていますので、ますます増えるとは考えてございませんし、経費につきましては、生ごみで申しますと袋の購入ということで一部を負担していただいておりますが、全てを市民の方にお任せするのではなくて、応分の負担は行政が行うと。市民が出す廃棄物についての責務を負っていると考えておりますので、今後もそのようなことでやっていきたいと思っております。

それから肥料高のことですけれども、私どももちょっと調べてみましたが、ウクライナはじめ世界情勢が不安定になって、国内に入ってくる輸入する肥料が品薄になり、高騰になったということで、一躍汚泥堆肥も脚光を浴びるようなことがあったわけですが、市といたしましては、もう10年以上前から汚泥の堆肥、厳密に言うと30年以上前から温根別地区で汚泥の堆肥、地域の方、それから農協の方に御協力いただきながら堆肥を生産して、一部地域の方にも還元しながら利用していただいております。

先ほど申し上げましたとおり、最近では農業者の方の購入が皆無といったことで、売れないということで議員にも御心配をおかけしているところでございますが、申し上げましたとおり、汚泥の生産量でいきますと大体1,000トン近く入ってくるのですが、生産量が200トンから250トンということで、戻し堆肥を抜きますと大体200トンぐらいしか販売するものがございません。畑で言いますと大体2トンから3トン農地に入れるかと思いますが、そうすると10町分ぐらいしかないといったことで、農業者の方に使ってはいいただきたいのですが、量的にはちょっと難しいかなと考えておりますので、小袋にして市民の皆さんにぜひ御利用いただきたいと考えております。

それから、国の制度も、先ほど言いました肥料がないと、高いといった状況を踏まえて国が動き出した制度ですけれども、初期投資のモデル事業的な補助が多くて市が既に導入している、それから既に販売をしているといったものには、この補助が該当しないということでございますので、また行政ではなくて農家の方ですとか、汚泥を扱っている業者の方が取り組むといった補助メニューとなっておりますので、本市には該当しないのではないかなと考えております。

それから、出火の話ですけれども、議員のおっしゃるとおり、高さが積み上がり過ぎまして内部が高熱になって、火は出ておりませんが、発火をしたということでございます。汚泥が定期的に土別の下水処理場、それから朝日の下水処理場から搬入されるのですが、土別の下水処理場分の汚泥が一時止まりまして、物が入ってこないということで戻す堆肥を使わなかったと。その間、堆肥が上に積み上がった結果、これは想像ですけれどもそれで発熱したのではないかと考えております。現在、朝日、土別双方から定期的に汚泥が入ってきますので、堆肥製造のための戻し堆肥を製品から順繰り使っておりますので、高さは以前同様の高さになっておりまして、発火になるような熱がないものと考えてございます。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 中山議員。

○４番（中山義隆君） 再々質問ということで、エコみち君についてはトン当たり1,500円ということで、これは市外に販売しているというのは聞いていますが、それが本当なのかどうかと。

それともう一点は、もし今の段階で市が売れる堆肥にはあまり力が入らない。それと、このまま原料が減っていくだろうという見込みであるのであれば、もしそれが民営化ということも視野にはいかなものか、それを聞いて、この問題を終わりたいと思います。

○副議長（村上緑一君） 藪中部長。

○建設環境部長（藪中晃宏君） 一部市外への販売ですけれども、販売してございます。下川のほうにエコみち君を運びまして使っていただいております。それから近隣で言いますと近隣３町にもお配りをしている状況がございます。

民営化、ちょっと直接はつながらないかと思うのですが、民営化については考えていないとは言いませんけれども、将来的にはということも視野に入れながら業務を遂行しておりますけれども、現状、直営で運営しておりますので、極力経費をかけずに物が生産できて、そして売れるものが全て売ればいいのですけれども、なかなかそういった状況にないということでございますので、そういった努力は欠かさず行ってまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 中山議員。

○４番（中山義隆君）（登壇） 次の質問に入りたいと思います。

持続可能な農業と、本市農業サフォークランド士別についてを議題にいたします。

本市のブランドとして、羊のまち、サフォークランド士別のネーミングに憧れ、士別の広大な土地で畜産関係の仕事がしたいとの思いで地域おこし協力隊や移住や定住を希望して、また拡大の手引きなどで入職者など、夢の希望を持ち、地域に力を入れていただいている中で、地域おこし協力隊として来られた方が、この制度を行ってから現在までどれぐらいの隊員の、それ以外の移住者や定住者が本市の農業に携わり、地域に残っているのかをお尋ねしたいと思います。

また、聞くところでは独立を希望しても、行政に相談しても、ハードルが高いブランド化への考え方、厳しいなどの声をいただいています。本市に残るにはどのような高いハードルがあるのか。士別のネーミングを使ってブランドの飼育しかできないのか。また、ブランド飼育とそうでない飼育の幅広い飼育はできないのか、これについてはお聞きしたいと思います。

そのハードルが高いため、他地域を希望して移動してしまうと聞いていますが、どのようなことか、分かる範囲内でお聞きしたいと思います。

このことから迎える側に問題があるのか、向かうほうの考え方に問題があるのか、様々な考えの中で、行政側の担当者と受け入れる地元業者との連携がうまく取れないため、地域おこし協力隊の育成についてはハードルの高さになってしまうのか、このことについてもお聞きしたいと思います。

全ての地域おこし協力隊が独立を希望しているとは思いませんが、少なくとも希望を持って来られるのであれば、3年間の期間の中の計画策定をしっかりと行い、1年目から計画に向かっていける政策は必要かと考えますが、いかがでしょうか。お考えをお聞きしたいと思います。

また、農家人口減少の中で、地域の事業及び法人関係に対して事業継承、跡継ぎ探し制度、または第三者継承など様々な呼びかけ、考え方などがありますが、行政側として他機関との連携は分かりますが、どの程度理解していますか、お聞きしたいと思います。

継承した後の後継者の支援する経営継承・発展等支援事業があるのは御存じでしょうか。また、本市にとって、第三者継承や経営継承に対してのお考えをお聞きしたいと思います。憧れ、希望を抱いて地域を選び、来てくれる人たちを離さないことが必要かと考えますが、丁寧な説明と考え方をお聞きしたいと思います。

また、持続可能な財政運営を目指してとして、資料の中で2027年、令和9年度までの計画を打ち出している中で、人口減少、サービス業に加え、農業と行政に対してのお考えをお聞きして、この質問を終わります。よろしくお願いします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 坂本経済部長。

○経済部長（坂本英樹君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、羊飼養に係る定住者数についてです。

本市のサフォーク羊を顔としたまちづくりは、長年にわたり市民と行政との連携の下に進められている取組です。サフォーク羊の生産によるサフォークランド士別としてのまちづくりを発展させるため、平成26年度から国の地域おこし協力隊制度を活用し、市内で羊の飼養者を目指す人材の受入れを開始しております。これまで14人の方が協力隊として活動しており、現在活動中の3人を除く11人が活動を終了し、そのうち4人が綿羊を生産する市内の3法人へ就職し、定住につながっています。また、市が受入れした協力隊以外で、近年、綿羊生産法人へ就職し、定住された方は3人で、合わせて7人の方が本市に定住しています。

次に、新規参入に向けたハードルについてです。

本市では、他産地で生産されたサフォーク羊肉と区分するため、22年に士別サフォークラムの名称で商標を登録しています。商標を使用できる使用方法是、トウモロコシなどの穀物による飼育のほか、士別産小麦や大豆、市内製糖所で作られたビートパルプを餌として与え、ラム肉として出荷するまでの期間放牧せず、業者で飼養するものとしています。このように一定のルールを設けた生産を行うことで、地域ブランド羊肉として消費者に届けられています。

その一方で、ルールと異なる飼養においては、士別産サフォークラムの商標を使用することはできませんが、独自の 방법으로飼養する羊をサフォーク羊に限定するものではありません。実際にサフォーク羊以外の品種を飼養している生産者の方もいるのが現状です。

また、羊による新規参入に当たっての飼養するための土地や羊舎などを確保する必要がありますが、希望どおりに取得できず、ほかの地域で新規参入された事例もあることから、飼養に当たっての諸条件をハードルとして捉えられているものと考えます。

次に、任期中の計画策定についてです。

現在活動中の協力隊については、任期終了後の定住に向けて毎月1回程度、定期面談を行っています。面談では、活動状況の確認や今後どのように研修を進めていきたいか意向を聞き取る中で研修先の調整などを行っており、さらには日頃から生活面や研修の進め方などで疑問に感じたことなどがあれば随時相談を受けています。

また、昨年、任期終了後に羊飼養と耕種農業の複合経営で新規参入を目指したいとの意向を受け、士別市担い手支援協議会の中で受入れ地区を選定し、本年4月から耕種農業に関わる研修をスタートしているところです。

今後も、本市を選び、定住を目指す協力隊が思い描く将来像に少しでも近づけるよう、話し合いを重ね、任期終了後の定住に結びつけるようサポートに努めてまいります。

次に、事業承継についてです。

事業承継については、農業に限らず、現在の経営者から家族や家族以外へ事業を継承する場合、事業継承や第三者継承などの言葉が用いられています。農業では、北海道農業公社が実施する移住希望者の農地、施設、機械等の有形資産と技術、ノウハウなどの無形資産を家族以外の継承希望者に受け渡すことを通して経営を継承する第三者農業経営継承事業がありますが、本市における活用事例は少なく、多くの新規参入者は農業研修などを経て、農業委員など地域農業者の協力の下、農地等を取得し、経営を開始しています。

経営継承・発展等支援事業については、令和3年度から国の新たな事業として実施されており、地域の中心経営体などの後継者が経営継承後の経営発展に関する計画を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を国と市町村が一体となって支援する事業であると承知しています。今後、事業の活用について相談があった場合は、事業の活用についても検討をしてまいります。

また、第三者継承については、本年度、第4次士別市農業・農村活性化計画の中間評価を行うため、農業者を対象に新たな就農を目指す新規参入者への第三者継承についてアンケート調査を実施しています。今後、調査結果を踏まえ、農業者等と地区別意見交換会や関係団体との意見交換、他自治体の取組状況なども参考にしながら新たな施策の検討を進めます。

次に、持続可能な財政運営についてです。

本市が将来にわたり、まちの魅力と活力を保ち続け、今後も着実なまちづくりを進めるため、11月15日の記者会見において、事務事業の見直しや公共施設の適正化を進めていく考えを発信しました。

その背景には、今後の人口減少による地方交付税の減少や財政調整基金から繰入れによる収支均衡を図っている状況が続き、今後もその状況が変わらない見通しが想定されること。また、頻発する大雨などの自然災害や安全保障環境の変化等、国内外の潜在的なリスクに対する備えの必要性や過去に整備したインフラの老朽化対策など、様々な社会問題の解決に向けて真摯に向き合う姿勢と市民の理解が必要であると考えています。

本市農業については、少子高齢化の進行により、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化が進み、農業生産に必要な農村環境の整備やコミュニティーの維持、また、担い手不足による耕作放棄地の発生が懸念される状況です。

このような中、計画期間が令和4年から7年度までの第4次士別市農業・農村活性化計画において、今後も本市の農業が持続的に発展していくため、担い手や新規参入者の確保、育成をはじめ、生産基盤の整備等を総合的に進めるため、各関係機関と連携し、各施策の展開を進めています。

一方、農業者を取り巻く情勢では、水田活用の直接支払交付金の見直しやてん菜の交付対象数量の見直し、さらには国際情勢の変化や世界的な穀物需要の不安定化により、燃料・試料・肥料の価格が高騰し、耕種・酪農・畜産、全ての農業経営に影響が及び、様々な課題を抱えている現状だと認識しています。

本年度、食料安全保障の強化のため、農政の方向を示す食料・農業・農村基本法が改正され、今後、基本計画が策定されます。そのことにより、国の各種施策が導入されることが予想されます。今後においても動向を注視し、情報収集に努めるとともに、今後、開催予定の農業者等との地区別意見交換会や関係団体から御意見を伺うとともに、さらには他自治体の取組状況を参考にしながら、効果的な施策を展開してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 中山議員。

○4番（中山義隆君） この問題に携わると必ず今の答弁のようなことが必ず返ってくるのですが、どうしても、ではこれから本当に持続可能な農業情勢、士別市の生産地を守るのだという努力がなかなか行動に移されていないということがちょっと思うこともあります。しかしながら、少なからずとも努力していることは認めたいとは思いますが、今後、本当にそれがつながっていくものの、本当の行動をやはり見せていただきたいなと思います。

そういった観点から、答弁はいいのですが、本当にこういう具合にあって、これだけの人が残っているのだという力強い行動力が必要と考えますので、今後ともよろしくお願いします。

○副議長（村上緑一君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩したいと思います。

---

（午前11時51分休憩）

（午後 1時30分再開）

---

○副議長（村上緑一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

6番 奥山かおり議員。

○6番（奥山かおり君）（登壇） 令和6年第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を

行います。

このたびの予算説明や事務事業アセスメントに係る資料に、聖域なき見直しが必要との記載がございました。これまでも、財源は有限である、厳しい財政状況であること、また、前例踏襲はよくない。ここでいう私の前例踏襲というのは、前例に倣うことが本当にいいことなのか、しっかり考えず思考を停止して前例のまま行うという意味での前例踏襲です。また、どこを切り詰めていくのかなどなど言われ続けてまいりました。私からはあえて事務事業アセスメントの取組による対象事業とはなっていない点に触れて、質問をいたします。

指定管理者制度については、これまでも議会の中で議論されているところではありますが、今回は指定管理施設のうち、スポーツ合宿センター士別 i n n 翠月に関する4点に絞ってお聞きしたいと思います。

まず1点目、浴室の改修の進捗状況についてでございます。間もなく完成かと思いますが、詳しく教えていただければと思います。

次に、2点目としまして、今後の維持管理、メンテナンスの計画について。

3点目としまして、指定管理料、過去3年分の推移が分かるものについて。

最後、4点目となりますが、今後想定される課題について。

これを伺って、質問を終わります。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 坂本経済部長。

○経済部長（坂本英樹君）（登壇） 奥山議員の御質問にお答えします。

初めに、浴室改修の進捗状況についてです。

浴室改修工事については、主に天井の張替えや脱衣所の改修を行っており、先行して施工を行った女性用浴室が11月21日におおむね完了したことから、宿泊者のみ男性、女性と時間を分けて利用を開始しています。

現在は男性浴室の改修を引き続き行っており、年内には現場施工を完了し、令和7年元旦からは日帰り入浴を再開する予定です。現在の浴室改修に伴う工事費は、浴室工事で5,076万5,000円、機械設備工事で2,162万7,000円、総額は7,239万2,000円となっています。

次に、今後の維持管理とメンテナンスの計画についてです。

本施設は、平成9年のオープン以来、約26年が経過しています。経年に伴い、建物や設備の老朽化と思われる不具合なども発生したことから、令和元年に現況の調査を行い、長寿命化を目的とした修繕計画を策定し、計画的に機器の更新などを行っています。

今年度については、浴室改修に加え、ボイラーや受電ケーブルの交換、エレベーターのリニューアル工事などを行っており、来年度以降も屋上防水の改修や機器の更新などを予定しています。

今後についても、施設管理者である株式会社翠月と協議を行いながら、計画的なメンテナンスを実施し、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、スポーツ合宿センターにおける過去3年分の指定管理料の決算額は、令和3年度

2,738万9,000円、4年度3,040万4,000円、5年度3,220万1,000円です。

次に、スポーツ合宿センター士別 i n n 翠月の施設運営に伴う今後想定される課題についてです。

指定管理者である株式会社翠月では、調理師やスタッフの人材、人員不足などに苦慮されている状況があります。また、今年、合宿者などに御協力いただき、スポーツ合宿センターに対するニーズ調査を行いました。合宿者からは、トレーニング後のクールダウンで使用する水風呂の充実や客室の古さなどの声が寄せられました。

今後においては、これらの声を参考にしながら、スポーツ合宿センターの環境整備に努めるところでありますが、相当な改修費が見込まれることから、財政的な視点も持ちながら、スポーツ合宿センターの今後の在り方や施設改修について協議を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 奥山議員。

○6番（奥山かおり君） 再質問をさせていただきたいと思います。

まず、改修費、おおむね今後どれぐらいという概算というか見積りというか、そういう具体の数字がもう見えているのかという点を1点確認したいのと。

次期総合計画に向けて今進んでいるかと思うのですが、このスポーツ合宿センターという冠なのですが、こういうポジションをこのまま行政が担っていくという意味とか、施設の在り方とか、私もまだまだ不勉強なのですが、この指定管理者制度のままでいいものなのかとか、そういったこともこれからも議論があるのかなと思うのですが、合宿者の利用率が100%というわけではなくて、宿泊施設と見えてしまう場合は、私みたいな素人の考えなのですが、ほかの宿泊業というか、そこにはもちろん公金が入っていかないので、そういうのは民業圧迫という考え方にはならないのかなといった、そういう考え方とか、あと、逆に民間活力というところを翠月さんというところだと生かせるのではないかなという思いもありまして、逆にそのほうが自由度が増す運営というか、市のお金が入るといろんな制約が入ると思うので、そういうこととかも検討されているのかなというところも、もし答弁いただけるならお願いしたいです。

○副議長（村上緑一君） 坂本部長。

○経済部長（坂本英樹君） 再質問にお答えいたします。

先ほど老朽化が進む施設における改修計画というところで、現総合計画の中でも一部計画をされている状況がありました。ただ、この間、答弁させていただいていますが、お風呂については前倒しを行ったという形です。

当初考えられていた総合計画上の改修費でいきますと、設計費ですとか全て含めてですが、10億円を超える総合計画の事業費を組んでいましたが、昨今の物価高騰、労賃のアップ、そのような形で約1.5倍ほど恐らく相場は上がっているだろうと思われます。したがって、仮に11億円というところでいきますと1.5倍で16億円を超えるような総額の事業になってこよ

うかと思っています。

そのうちの今回お風呂については、先ほど答弁させていただいた総額の費用でありますけれども、残りの部分を行っていくとしても、やはり足し引きでいきましても当然10億円を超えるような施工工事が残っているということになってこようかと思います。

先ほど今後予定しているという屋上ですとか壁、これの工事を行うだけで現時点の相場でいきますと約1億7,000万円ぐらいの工事費がかかるということで試算しておりますし、屋上だけ行いうにしても3,000万円ほどかかるということなんです。

26年を経過している施設ですので、維持管理をしていく上で、最低限の維持管理、メンテナンスはしていけないといけないというところではありますけれども、将来的なことも見据えて、財政事情も先ほど申し上げましたとおり、財政的な視点も含めて、これから行っていく改修を見極めていけないといけないかなと考えているところです。

民業圧迫、あとそれと民間活力というお話もありました。士別 i n n 翠月につきましては、その前についているとおりスポーツ合宿センターという位置づけで、行政としての施策として進めている合宿の里づくりの一つの要素のあるホテルという施設ということになっていると思います。実際ホテルと違うところでいけば、合宿者の方からもよい話とよい評価をいただいています食事の提供です。時間帯ですとか、そのようなところも融通が利くような対応ですとか、品数が多い、合宿者のニーズに沿った食事の提供、またやはり合宿選手の場合は出入りが激しいものですから、そういったところでの部屋の確保の融通だとか、そういったところが合宿センターならではの対応だと思っていますし、そこが民業との違いであり、また民業の圧迫にはなっていないと捉えているところです。

ただ、昨日の石川議員のほうにもお話ししましたが、この財政状況ですとか、今後の先行きを将来性を見据えた上で、しっかりと各施設指定管理、施設の在り方も検討していかなければならないと思っています。一つには、昨日も話したとおり、公の施設としての必要性がどうなのか。また、ほかの民業の活力を生かした中でも今申し上げたようなサービスの提供ができるのであれば、そういったところも一つの選択肢にもなつてこようかとは思いますが、様々な総合的な面からの視点で検討を進めていく必要があると考えているところでございます。

私からは以上です。

○副議長（村上緑一君） 奥山議員。

○6番（奥山かおり君）（登壇） それでは、次の質問のほうに移りたいと思います。

再生可能エネルギー発電事業についてお伺いしたいと思います。

本定例会に士別市の自然環境等の再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例が議案第95号として上程され、初日に可決されたところでありますが、10月7日付の北海道建設新聞のほうには、士別・剣淵、当麻、東京の発電事業者が上川管内2か所にメガソーラー新設へ。太陽光発電事業を手がけるエネア・リニューアブルエナジー・マネジメント（東京）は、北海

道上川管内の2か所に大規模太陽光発電所新設を計画している。士別市・剣淵町が容量2万1,000キロワット、当麻町が容量3,000キロワット、どちらも2025年度の着工を目指すとあります。

また、事業者でありますエネア・リニューアブルエナジー・マネジメント株式会社のホームページのほうにも、士別川西太陽光発電所、設置容量、同じく2万1,105、細かく出ていますが、キロワット。売電開始日が2027年10月予定とされておりました。

同じく10月21日付の北海道建設新聞のほうには、今度は士別ということで、大規模な陸上風力発電を計画、再エネ大手、イトイの関連会社が調査という見出しとなっておりまして、東京の会社であるJERA傘下の再生可能エネルギー企業とイトイグループホールディングス（士別）の出資企業が、士別市内で大規模な風力発電設備の設置を共同で計画している。

また、ちょっと媒体は変わりますが、メディアあさひかわのほうの12月号では、道北で相次ぐ再生可能エネの大型プロジェクト、士別・滝上に230ヘクタール、国内最大級の風力発電という表紙の見出し、士別市が風力発電や太陽光発電が集まった再生エネルギーの一大拠点に成長する可能性もあるとの報道がなされておりました。

今回は太陽光発電の関係なのですが、メリットとしては、環境にとってもよい発電方法であって、その一方、デメリットとしても、もちろんソーラーパネルの製造時に有害物質や重金属が使われることが多い、稼働後の廃棄のときに注意が必要、そういったデメリットのほうももちろんあるものなのですけれども、士別市におけます建設の予定、住民説明会の実施など進捗状況について伺って、質問を終わります。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

市では、令和5年12月1日に、地域住民とのトラブル防止や周辺環境へ配慮することを目的に、士別市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインを制定しました。このガイドライン及び国の規定に基づき、現在、本市川西町と剣淵町の行政区にまたがり、建設の準備を進めている太陽光発電事業者であるエネア・リニューアブルエナジー・マネジメント株式会社が、5月26日に川西農業活性化施設で住民説明会を開催し、地域住民15名と企画課職員2名が参加しました。

説明会では、事業者から工事の着工時期や事業の稼働予定時期をはじめ、敷地面積は2万2,436平方メートルで、システム容量は2万1,105キロワットとなることなど、事業概要に関する説明があり、参加した地域住民からは、当該事業区域周辺の交通量が多いことから、交通事故の懸念があること、太陽光パネルに有害物質は含まれていないか、なぜ川西地区なのかなど質問、意見が出され、市に対しても事業者に対する管理、指導をお願いするなどの要請がありました。

今後、本市としては、本定例会初日に可決いただきました士別市の自然環境等の再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例に基づき、相手事業者と連携を図りつつ、当該事業の

管理、指導に努めてまいります。

次に、一部報道にありました風力発電事業についてです。

昨年10月末に、株式会社グリーンパワーインベストメントが風力発電事業の可否を判断するため、土別市と滝上町の行政区境界の尾根伝いに風強観測棟2棟を設置しました。現時点では風力を観測し、現地の状況やデータ集積がされているのみで、具体的な事業計画についてはまだ構想段階であると事業者から伺っています。引き続き、将来にわたって市の自然環境の保全や市民生活の安全の確保が図られるよう努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 奥山議員。

○6番（奥山かおり君） 住民説明会の関係で少し差し支えがなければお聞きしたいと思うのですが、今、高速道路とかの工事をしている際に、どうしても不法投棄と思われる事案が起きて、今回メガソーラー建設に当たってもそういうことがないようにしてもらえたらいいなという、そんなお声もいただいています、市ではなくて、これはもしかしたら道警とかの守備範囲のお話になるかもしれないのですが、今ほど大橋部長からお話があった交通事故の件とかのほかに、住民の方から出ている不安の声とかはどういったものがあるのか、差し障りのないものがあれば教えていただきたいなと思ひまして、再質問いたします。

○副議長（村上緑一君） 大橋部長。

○総務部長（大橋雅民君） 奥山議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁した内容でいきますと、交通事故の懸念、それから有害物質の関係、なぜ川西地区なのかといったところに対して、設置事業者のほうから説明があったところです。

そのほかにつきましては、土地の所有者の関係ですとか、それから農地の関係等々について質問がありましたけれども、その辺一つ一つに対して事業者のほうから丁寧な説明があったと聞いています。

以上です。

---

○副議長（村上緑一君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 1時53分散会）